仕　　様　　書

２０号建物排煙設備修理役務	仕様書番号	営8-41
	作成年月日	令和8年10月26日
	作　成　者	中央輸送隊　管理科

１　適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「２０号建物排煙設備修理役務」について適用する。

２　所在地及び対象施設

所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町２７３番地

対象施設

２０号建物１、２階排煙窓

３　期　間

契約締結日～令和９年１月２９日

4　役務概要

(1)　排煙窓ワイヤー交換　・・・　２カ所

(2)　オペレーターハンドルボックス交換　・・・　２台

(3)　消防署への届出・・・　１式

5　一般事項

(1)　本役務は、本仕様書によるほか国土交通省制定「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(最新版)、消防法並びに関係法令による。

(2)　本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと

(3)　役務実施に際して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合又は施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において補償及び復旧すること

(4)　現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその都度指示に従うこと。ただし請負金額・工期等の変更は行わないものとする。

(5)　使用材料は仮設材を除きすべて新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用すること

(6)　請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を十分に行い防災に努めること

(7)　役務場所及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。

(8)　役務写真は、着手前・作業中・完成及び隠蔽となる箇所・主要な段階の役務状況・使用材料・その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理したのち他の書類とともに監督官へ提出すること

(9)　役務に伴う発生材については、金属と非金属に分別し、金属類は横浜駐屯地内の官側の指定する場所へ搬入・集積し非金属類は請負者の負担で産業廃棄物として処分しマニフェスト等の処分に係る書類の写しを提出すること

(10)　役務に際して作業現場の後片付け及び清掃を行うこと

(11)　役務に使用する電気及び水等は請負業者にて準備すること

(12)　役務完了後、監督官の指示する書類等を提出し、検査官の検査を受け合格をもって完了とする。ただし、不合格の場合は、速やかに不備事項の手直しを行い再検査を受けるものとする。

6　特記事項

(1)　本役務で修理する対象機器については下記のとおりとする。

品　名	規　格	数 量	備　考
排煙窓ワイヤー	２連窓用	1台	２階
排煙窓ワイヤー	４連窓用	1台	１階
オペレーターハンドルボックス	Cablex：HB80-3	２台	１、２階

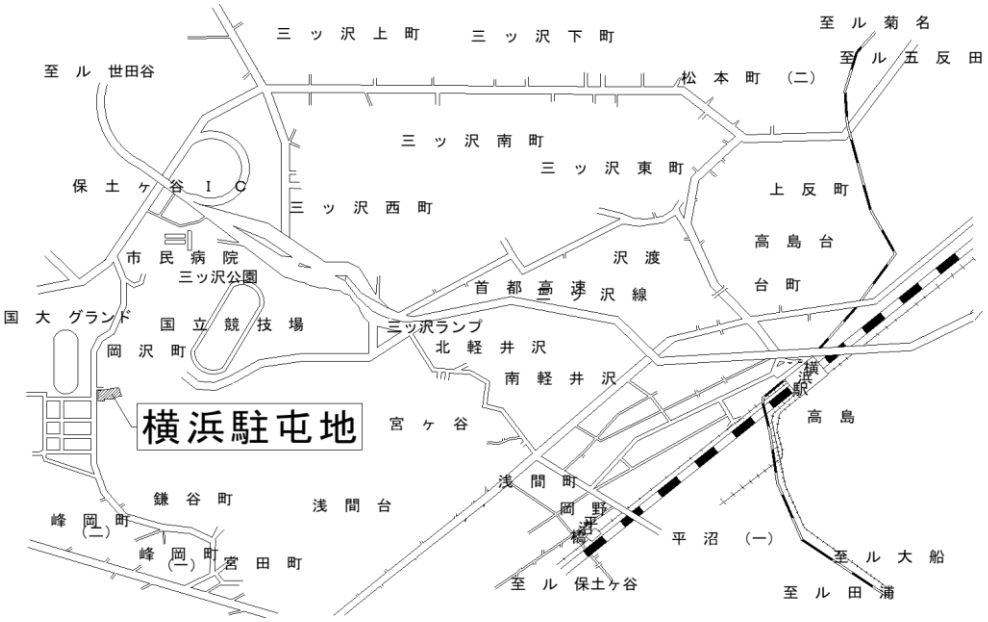
(2)　作業日については事前に監督官と調整して決めること

(3)　届出資料は２部作成し、１部消防署の受付した副本を監督官に提出する。

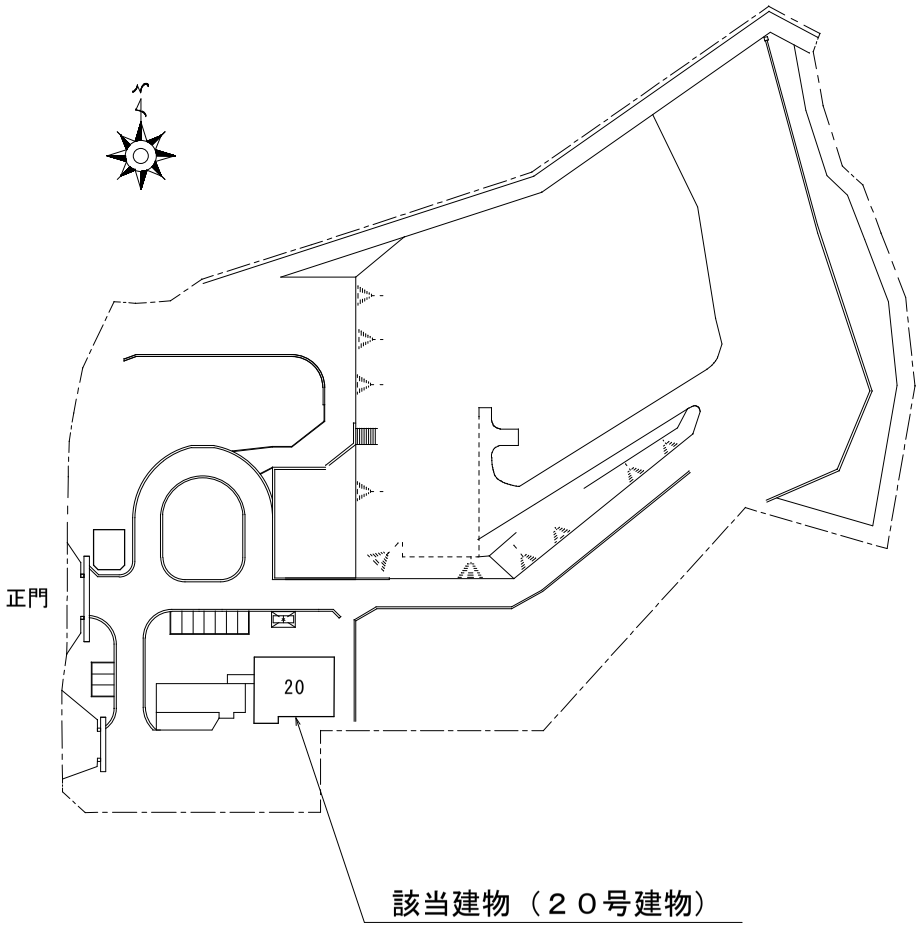
(4)　役務に関する作業者は対象設備に関する有資格者とし、免状等の写しを監督官に提示すること

(5)　作業後、動作試験を実施すること

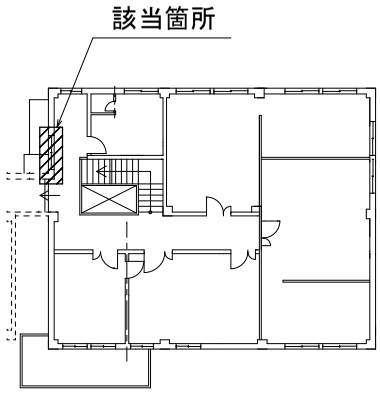
(6)　横浜駐屯地案内図については、下図のとおりとする。



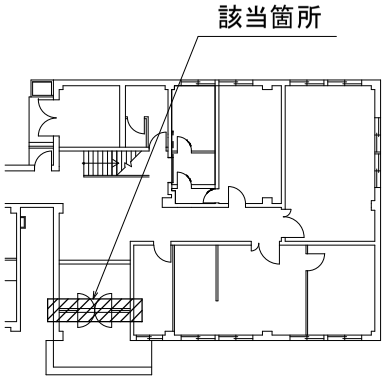
件　名	２０号建物排煙設備修理役務	縮　尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 ／ 3



駐屯地配置図　１：Ｘ



２階平面図



１階平面図

修　理　内　容	規　格　等	数量	備　考
排煙窓４連窓用ワイヤー交換		１台	１階
排煙窓２連窓用ワイヤー交換		２台	２階
オペレーターハンドルボックス交換	Cablex：HB80-3	２台	１、２階

件　名	２０号建物排煙設備修理役務	図面番号	３／３
図　面 名　称	駐屯地配置図、平面図	縮　尺	